

健生食輸発0713第2号
令和8年7月13日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(チリ産ブルーベリーのテブコナゾール、ナイジェリア産ごまの種子の総アフラトキシン、カナダ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びに中国産白きくらげのイミダクロブリド)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年7月8日付け健生食輸発0708第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、チリ産ブルーベリーのテブコナゾールについて検査命令を解除したことから、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ナイジェリア産ごまの種子の総アフラトキシンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するとともに、過去1年間の検査実績を踏まえ、カナダ産りんごジュース及び原料用りんご果汁並びに中国産白きくらげについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・チリ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール

2. 別表第2から削除

- ・カナダ産りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁のパツリン
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイミダクロブリド
- ・ナイジェリア産ごまの種子の総アフラトキシン

3. 別表第3から削除

- ・カナダ産りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁のパツリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FILSINGER'S ORGANIC LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイミダクロブリド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YICHENG DASHANHE EDIBLE TECHNOLOGY CO., LTD」であるものに限る。)